

附属病院において

- 診療等に従事する教員、職員 各位
- PFI 事業等で従事する関係者 各位
- 研究、実習等を行う大学院生、学類生等 各位
- その他活動を行う者（院内ボランティア等） 各位

筑波大学附属病院長 原 晃

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策行動方針（第22版）

令和4年5月24日開催の COVID-19 対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策行動方針を下記及び別表の通り、一部修正しましたので、通知します。

茨城県の対策フェーズ等を鑑みて、出張や会食等の緩和（Phase II）を講じますが、院内感染クラスター等による診療機能の低下を招かないために、個人における感染対策のより一層の強化と有症状時の速やかな PCR 検査の実施をお願いします。

記

1 対応 Phase 区分 → **Phase II（令和4年5月25日）**

2 行動指針

※下線部は強く要請する。

a) 病院への出勤、院内での活動制限

① 出勤の可否、出勤時の注意

発熱、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感などの感冒症状の出現時には、所属長等に連絡した上で自宅待機し、別途案内する手順により PCR 検査を実施する（なお、来院の際は公共交通機関を利用しないこと）。検査の結果、陰性の場合、所属長に相談の上対応を決めること。

② 家族の有症状

同居親族等に発熱等感冒症状がみられる場合には、職員が無症状であっても本人及び同居家族の PCR 陰性が確認されるまで、原則出勤不可とし、所属長に報告する所属長は個別の事情に配慮し、判断に迷う場合は感染症科オンコール医師 (PHS 96413) に相談する。

③ 相互健康状態の確認

自分以外の職場の同僚、病院に出入りする者が体調不良であったり、有症状である場合、速やかに病院からの退去を促し、別途案内する手順により PCR 検査を受ける様にアドバイスする事。

④ マスク等の着用

感染者の約 80%は無症候となる事実を踏まえ、感染者と非感染者の鑑別は事実上困難であること

から、自室以外での常時マスクの着用（鼻から顎まで覆う）、咳エチケットの徹底、外来患者等との接触においてはアイシールドの使用など感染拡散につながらないように注意し、健康維持に努めること。

⑤ 環境清浄

頻繁な手指消毒、手洗いの徹底、多人数の手が触れやすい場所（キーボード、マウス、タブレット、ドアノブ、スイッチなど）を消毒用アルコール等で清拭するなど環境清浄に努めること。

⑥ 勤務中の飲食時の注意

食堂、休憩室等での飲食が院内クラスター発生の最も危険な活動である。可能な限り距離を置き、マスクを外しての会話をしないなど感染対策を徹底すること。

⑦ 会議

なるべく広い部屋を使用し隣の者との間隔（お互い手が届かない程度）を確保すること、窓を開けて通気をよくすることなどの配慮を心がけること。オンライン開催も考慮すること。

b) 病院の診療体制に関わる制限

① 外来診療

電話（再診）診療を再度積極的に活用し、不要不急の本院への来院は可能な限り控えてもらう。

② 入院診療 → 通常通りの診療を維持する

割り当てられた病床が不足する場合には共通床を有効活用して、新型コロナウイルス感染症以外の診療についても可能な限り対応することを基本とする。

③ 入院中の外出・外泊 → 原則禁止する

診療上、また患者の私事により、やむを得ず外出・外泊等行う場合には、診療科長と病棟師長両者の許可を得た上で、当該期間中の接触者の健康情報を含め把握し、感染管理を徹底すること。

④ 入院中の患者への面会 → 原則禁止する

診療上必要で、やむを得ず面会を行う場合には、診療科長と病棟師長両者の許可を得た上で、当該期間中の接触者の健康情報を含め把握し、感染管理を徹底すること。

⑤ 外部からの招聘、見学者の受け入れ、訪問者との面会等 → 注意して可とする

招聘、面会、共同研究等の打ち合わせ、会合は、オンライン会議、電話会議などを推奨するが、対面で行う場合は、来訪者に対して、新型コロナウイルスの感染履歴、ワクチン接種履歴の確認、来訪時当日の体温測定、7日間の身体症状の口頭での確認を行い、会場場所の十分な換気など、感染防止対策を徹底した上で実施すること。新型コロナウイルスワクチンを3回接種していない者については、直近7日間の「健康観察記録及び行動履歴票」の記入を実施すること。

海外からの招聘等においては、入国時の水際対策など関係諸機関の指示に沿った対応を行うこと。

⑥ 臨床研究 → 注意して可とする

新型コロナウイルス感染対策を徹底した上で実施する。

c) 院外での活動に関わる制限

① 国内出張 → 注意して可とする

緊急事態宣言が出された地域及びまん延防止等重点措置が講じられた地域への出張は自粛する。

前記以外の地域への出張する場合であっても、移動のための交通機関利用中や食事や宿泊施設内において細心の注意を払い、感染防止対策を徹底すること。また、大学本部の感染対策方針にも留意すること。

② 海外出張 → 注意して可とする

外務省の定める危険情報または感染症危険情報がレベル3以上の国への渡航は禁止とする。
レベル2の国においては診療科長が許可した場合のみ可とする。

渡航に際しては、外務省が情報提供している新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置に従うものとする。

日本へ帰国する際には、政府の求める各種必要な水際対策を実施するなど、関係諸機関の指示に従うこと。渡航先においても交通機関利用中、食事や宿泊施設内においても細心の注意を払い、感染防止対策の徹底を行うこと。また、大学本部の感染対策方針にも留意すること。

③ 外勤

必要な感染防止対策を講じた上で十分注意すること。ただし、当該外勤医療機関内で感染者が発生している場合においては、対策本部会議において必要に応じ当該医療機関に問い合わせるなど、感染状況を確認の上、対応を個別に判断し、別途周知する。

④ 会食（飲酒なし） → 注意して可とする

可能な限り距離を置き、マスクを外しての会話をしないなど感染対策を徹底すること。
店舗を利用する場合には、十分な感染対策が行われた店舗等を利用する。

⑤ 宴会（飲酒あり） → 注意して可とする

十分な感染対策が行われた店舗等を利用する。

人数は5名程度までとし、可能な限り距離を置き、マスクを外しての会話をしないなど感染対策を徹底すること。尚、学会の会長招宴、懇親会、研究・人事・医療連携関連の会合などに伴う宴会への参加を可とするが、学会主催など以外では小規模（8名程度まで）に留めること。

⑥ 冠婚葬祭 → 注意して可とする

特に披露宴など、酒を伴う大人数の宴席では厳重な感染対策を講じること。また、結婚式の2次会などは、遊興目的の宴会と見なされるので、開催、参加は5名程度までのものに限定する。

⑦ 国内旅行 → 注意して可とする

緊急事態宣言が出された地域及びまん延防止等重点措置が講じられた地域への旅行は自粛する。旅行先での宴会は5名程度までに限定する。移動中、移動先では常に十分な感染対策を講じること。

⑧ 海外旅行 → 注意して可とする

感染症危険情報がレベル3以上の地域への旅行は自粛する。旅行先での宴会は5名程度までに限定する。移動中、移動先では常に十分な感染対策を講じること。

附記

令和2年3月12日更新

令和2年3月24日更新

令和2年4月 7日更新

令和2年4月14日更新

令和2年4月28日更新

令和2年5月11日更新

令和2年5月19日更新

令和2年7月 1日更新

令和2年7月 7日更新

令和2年7月22日更新

令和2年12月1日更新

令和3年1月15日更新

令和3年3月17日更新

令和3年5月25日更新

令和3年7月16日更新

令和3年8月 6日更新

令和3年8月27日更新

令和3年10月6日更新

令和3年11月9日更新

令和4年1月27日更新

令和4年5月24日更新

(担当)

病院総務部品質・安全管理課

感染管理係 内線 3686

筑波大学附属病院 COVID-19対応Phase区分と行動指針 (Ver.6)

【Phase区分変更の基本的考え方等】

- ① Phase区分は判断指標の1, 2, 3の状況を踏まえ、院内COVID-19対策本部会議において総合的に判断し決定する。
- ② 院内における具体的な対応は、本指針を機械的に適用するのではなく状況に応じて柔軟に適用する。
- ③ 教職員の対応等の詳細については、「院内COVID-19感染対策マニュアル」、「対策行動方針【第22版】」等により別途周知する。

職員によるクラスターを発生させない！ 個人の感染対策のより一層の強化!! 有症状時は無理して出勤せず、PCR検査を!!!

Phase区分		IV	III	II	I		
判断指標		感染爆発・医療崩壊	感染拡大(院内感染の危険性が高い)	感染がおおむね抑制	感染が抑制できている		
1	コロナ観察中の職員数(カテゴリー3以上)	40-	20-39	1-19	0		
2	院内受け入れ患者数	16-	10-15	1-9	0		
3	茨城県のステージ	4	3	2	1		
体制内	対策本部	対策本部の設置	常設			必要時	
		対策本部定例会議の開催頻度	週2回程度	週1回程度	定例(内外の諸情勢等を踏まえ対策本部会議で逐次判断)	必要に応じて開催	
	7西病棟	隔離病棟化				Grade 3, 2b, 2a対応	
診療制限等	患者への対応	予定手術	極力通常どおり実施*	通常どおり *ICU等の陽性患者の受入状況に応じて制限を要する場合あり		通常どおり	
		病床稼働	極力通常稼働を維持*	通常どおり *ICU等の陽性患者の受入状況に応じて制限を要する場合あり		通常どおり	
		入院患者の外泊	原則禁止(診療上、また患者私事でやむを得ない場合のみ可とする)				主治医の判断による
		外来診療	制限, 電話再診推進				通常どおり
	面会者	家族の面会	原則禁止(診療上必要な場合のみ可とする)				制限 親族のみ必要最小限 発熱・感冒症状の有無、 ワクチン接種歴等の確認
	見学、実習、 招聘、訪問者との面会等	国内から	原則禁止(注1)	自粛 ・7日間の「健康観察記録および行動履歴票」の提出 ・ワクチン接種歴の確認	注意して可(十分な感染対策を講じる) ・7日間の健康状態および行動履歴の口頭確認 ・3回以上ワクチンを接種していない場合は「健康観察記録および行動履歴票」を提出する		
		海外から	原則禁止(注1)	自粛 ・受入は、外務省レベルに基づき個別に判断 ・厚労省の定める水際対策の実施 ・7日間の「健康観察記録および行動履歴票」の提出 ・ワクチン接種歴の確認	注意して可(十分な感染対策を講じる) ・受入は、外務省レベルに基づき個別に判断 ・厚労省の定める水際対策の実施 ・7日間の健康状態および行動履歴の口頭確認 ・3回以上ワクチンを接種していない場合は「健康観察記録および行動履歴票」を提出する		可 (十分な感染対策を講じる)
	臨床研究		注意して可(注1、2) (十分な感染対策を講じる)	注意して可(注2) (十分な感染対策を講じる)	注意して可 (十分な感染対策を講じる)		

Phase区分		IV	III	II	I
判断指標		感染爆発・医療崩壊	感染拡大(院内感染の危険性が高い)	感染がおおむね抑制	感染が抑制できている
1	コロナ観察中の職員数(カテゴリー3以上)	40-	20-39	1-19	0
2	院内受け入れ患者数	16-	10-15	1-9	0
3	茨城県のステージ	4	3	2	1
防院内 対感染 対策	清掃、消毒範囲	強化			通常どおり
	職員等の健康管理	体温測定・記録・モニタリング			
	職員等の院内行動規制 (会議, 食事, 休憩, 勤務時間内)	制限(※詳細は「対策行動方針【第22版】」、「院内COVID-19感染対策マニュアル」を参照)			可 (十分な感染対策を講じる)
対外的な 活動等	出張(会議, 研究会への出 席・開催など)	国内(注3)	自粛(注4) (診療・教育・研究上の重要案件に限定し可)	注意して可(十分な感染対策を講じる)	可 (十分な感染対策を講じる)
		海外(注4)	原則禁止	自粛 ・渡航の是非は、外務省レベルに基づき個別に判断 ・厚労省の定める水際対策の実施 ・出勤前日のPCR検査により陰性確認	
	外勤制限	phase区分に関わらず、外勤先医療機関の状況を踏まえ対策本部で個別に判断し別途周知			
	会食(飲酒を伴わないもの)	自粛	注意して可(十分な感染対策を講じる) (同僚等近い者のみ【5名程度まで】) 感染対策を講じられている店舗、黙食等の遵守	注意して可(十分な感染対策を講じる) (【8名程度まで】) 感染対策を講じられている店舗、黙食等の遵守	可 (十分な感染対策を講じる)
	公用としてのディナー ミーティング (飲酒を伴うもの;学会の会長招宴、懇親会、研 究・人事・医療連携関連の会合など)	注意して可(注4) (十分な感染対策を講じる) (学会主催など以外では、 開催者となる事は控える)	注意して可(十分な感染対策を講じる) (学会主催など以外ではごく小規模 【5名程度まで】の会合に限定する)	注意して可(十分な感染対策を講じる) (学会主催など以外では小規模 【8名程度まで】の会合に限定する)	
	宴会(飲酒を伴うもの;親睦、遊興目的)	原則禁止		注意して可(十分な感染対策を講じる) 感染対策を講じた会場に限定(【5名程度まで】) マスクを外しての会話をしない	
	冠婚葬祭	自粛(注4)	注意して可(十分な感染対策を講じる)		
	旅行 国内(注3)	原則禁止(注4)	注意して可(十分な感染対策を講じる) (近親者、同僚等近い者のみ【5名程度まで】)	注意して可(十分な感染対策を講じる)	
	旅行 海外(注4)	原則禁止	自粛	注意して可(十分な感染対策を講じる)	

(注1) 緊急かつやむを得ない事情等がある場合の可否は、対策本部会議において個別に判断し決定する。

(注2) 日常的に接触していない者が参加するなど、感染リスクが高いと考えられる場合は自粛する(T-CReDOに相談)。

(注3) 緊急事態宣言が出された地域及びまん延防止等重点措置が講じられた地域への出張は原則禁止する。

(注4) 実施の場合は、事前に所属長等の了解を得ること(所属長が判断に迷う場合はCovid対策本部会議に相談)。